

東海歯科医療専門学校 GPA(Grade Point Average)に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、東海歯科医療専門学校（以下「本学」という。）におけるグレードポイントアベレージ（以下「GPA」という。）について必要な事項を定め、学生の学習意欲を高めるとともに、修学指導及び成績順位等の資料として活用することを目的とする。

(定義)

第 2 条 GPA とは、各授業科目の 4 段階の成績評価に対応した評点(グレードポイント、以下「GP」という。)を付与して算出する履修科目の成績評定平均値をいう。

(対象授業科目)

第 3 条 GPA の算出の対象授業科目は、学則の教育課程表の全ての科目とする。

2 次の各号に掲げる科目は、GPA の算定に含めない。

- (1) 編入学した際の単位認定科目
- (2) 本学入学前に修得した単位認定科目

(GPA の計算方法)

第 5 条 GPA は次の計算式で算出する。

- (1) $GP = (\text{当該科目の評点 (100 点満点)} - 55) \div 10 \times \text{単位数}$
ただし、評価が不可(評点が 60 点未満)の場合、GP は一律に 0 点となる。
- (2) $GPA = GP \text{ の総和} \div \text{履修単位数}$

(GPA の種類)

第 6 条 第 3 条に規定する GPA 算定対象科目について、学期ごとの GPA(以下「学期 GPA」)と入学時から当該期までの GPA(以下「通算 GPA」)に区分して、各区分の定める方法により計算するものとし、計算値は小数点第 3 位以下を四捨五入する。

(1) 学期末 GPA

学期 GPA = (当該学期の履修科目の GP の総和 ÷ 当該学期の履修単位数)

(2) 通算 GPA

通算 GPA = (在学全期間の履修科目の GP の総和 ÷ 在学全期間の履修単位数)

(再履修等における GPA の取扱い)

第 7 条 不合格科目を再履修し、合格の評価を得た場合及び再履修結果再び不合格の評価であった場合のそれぞれの再履修前の不合格評価については、通算 GPA には算入しない。ただし、学期末 GPA にはそれぞれ算入する。

(改廃)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、GPA に関し必要な事項は校長が定める。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

